

ロータリー財団

回転ローン資金および小口融資

一般方針

財団は、ロータリー財団の方針および指針に準拠し自立自助を目指す小規模な事業経営を容易にするための小口融資、村銀行および他のプログラムに意欲を表明しています。それは、貧困を軽減するための成果が見込める仕組みとして小口金融と回転ローン資金を支援する財団の方針です。

1. プログラムの設定

クラブおよび地区は、独自の回転ローン・プログラムを確立するよう奨励されています。持続可能な開発プロジェクトに着手する目的であれば、現金、家畜、設備を含むものでも、また、他の種類のものでも構いません。

2. 元金としての補助金

助成資金は、信用グループにつき米貨 10,000ドルまで回転ローンの元金として使用できます。1口の助成金が多数の信用グループを支援することができます。

3. 顧問グループによる検討

回転ローン資金プロジェクトの申請は、実施方法の健全性および長期的な実行の可能性に照らして人道的補助金顧問グループにより審査され、その後で管理委員会に提出されます。

4. 協力団体

協力団体は、小口融資および回転ローン資金を扱っているロータリー・クラブと地区を支援することはできませんが、プロジェクトの監督と管理は、クラブあるいは地区に留め置かれなければなりません。ロータリー財団は、協力団体の関与する小口融資や回転ローン資金に関し、それらの団体がロータリー財団の必要条件を満たし、活動に地元のロータリアンを多数関与させると明確に示されるまでは、補助金の申請を支給対象として考慮しません。

5. 研修および返済予定計画

回転ローン資金の設置を含む補助金プロジェクトは、借用者の返済予定計画に関する詳細な説明と研修を施さなければなりません。

6. 回転ローン資金の同意書

回転ローン資金の設置を含む補助金プロジェクトは、資金が信用グループに支給される前に各信用グループのために別の回転ローン資金同意書を採択しなければなりません。各同意書には、利率、貸出し額、および返済予定計画を含む、融資を受ける当該グループのための具体的な融資の方針が明記されなければなりません。

7. 継続計画

回転ローン資金の設置を含む補助金プロジェクトは、ロータリー財団からの元金が、ロータリー財団への報告が終了した後も回転ローンのために継続して使用されなければならないことを確約する継続計画を採択しなければなりません。

8. プロジェクトの管理運営費

標準人道的補助金の方針および指針の下に、ロータリー財団の補助金は、ローン資金が自立自助できるようになるまで、回転ローン・プロジェクトを支援するための立ち上げ費用として、ロータリー・クラブや地区が使用することができます。

9. 利子および手数料

ロータリー財団からの回転ローン資金の元金から生じた利子および手数料は、回転ローン・プロジェクトを支援するための管理運営費に使用することができます。

10. 最終的な資金の処分整理

プロジェクトのロータリアン協同提唱者が、回転ローン資金を継続しないことを決定した場合には、地元の資金をロータリー財団に返金しなければなりません。

11. 資金の保証制度

ロータリー財団は、ローンの保証を制度として支給することはありません。